

介護サービス事業者の業務管理体制の整備と届出について

令和5年3月

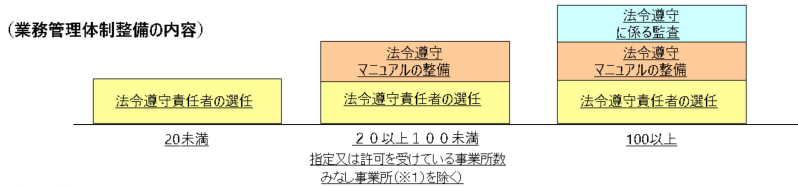
広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を介護サービス事業者に義務付けています。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令順守責任者及び各介護保険施設等の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善をはかっていくことが重要です。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備と届出について

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。



【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内のみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内のみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

厚生労働省HPより抜粋

【業務管理体制に関する届出】

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20未満の事業者は、法令遵守責任者の選任、20以上100未満の事業者は、法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

事業実施地域や届出事項等の変更があった場合にも、延滞なく、届け出る必要があります。

業務管理体制整備の届出における事業所の考え方

- ・事業所数について

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は事業所として数えます。例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。休止中の事業所等も数に含めます。

- ・みなし指定について

みなし指定については、健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理届出は不要です。

法律	事業者	事業所(介護予防含む)
健康保険法	保険医療機関(病院・診療所)	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
	保険薬局	居宅療養管理指導

- ・総合事業について

総合事業を実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等は、業務管理体制整備の届出は不要です。

厚生労働省HPより抜粋

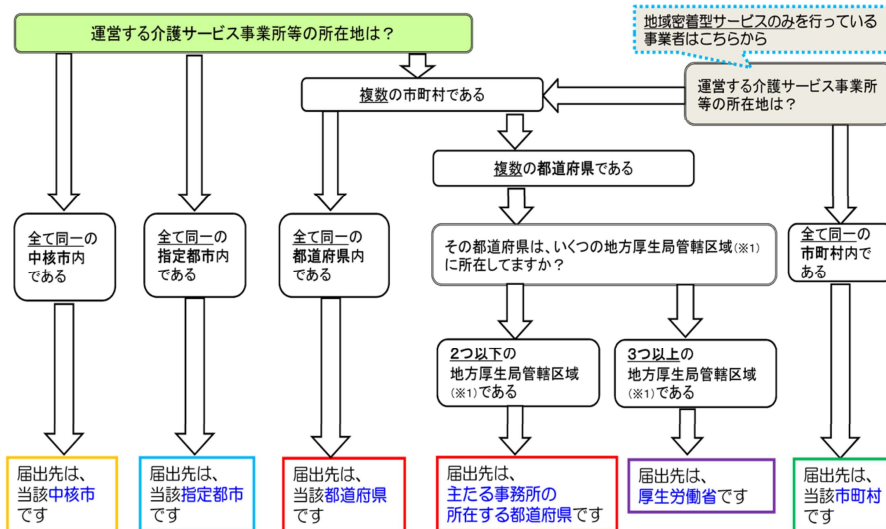
業務管理体制整備の届出における事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は1事業所として数えます。

例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。休止中の事業所も数に含めます。

事業所数には、健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は除いてください。

業務管理体制の整備に関する届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。



業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

例えば、運営する事業所が広島市のみの場合は広島市、呉市のみの場合は呉市、福山市のみの場合は福山市、運営する事業所が地域密着型サービスのみの場合で同一の市町内である場合はその市町が届出先となります。

運営する事業所が広島県内の複数の市町である場合は広島県になります。

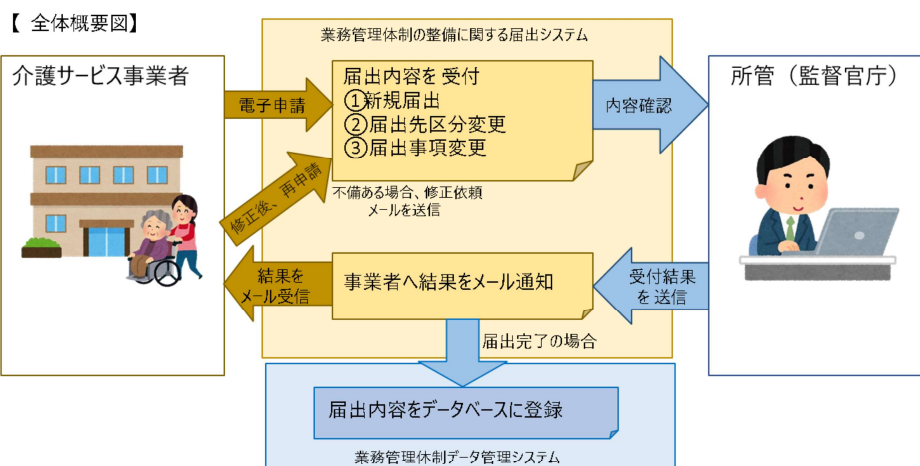
すでに届出をしている事業者で、運営する事業所で新規開設、廃止等があり届出先が変更になった場合は、変更前変更後のそれぞれの届出先に届出が必要です。

届出等についてご不明の場合は県医療介護基盤課担当までお問い合わせください。

届出をした介護サービス事業者に対し、届出後の体制整備状況について事業の規模に応じた適切なものかどうかの確認検査(令和4年度業務管理体制一般検査)を実施しました。詳細はHPをご確認ください。

業務管理体制の整備に関する届出システムの全体概要

「業務管理体制の整備に関する届出システム」とは、介護サービス事業者が業務管理体制の整備に関する届出を電子申請し、その内容を届出先の所管が本システム上で受付及び業務管理体制データ管理システムへの反映を行うことができるシステムです。



届出手続については、令和5年4月中には、今までの紙による届出から、原則、電子申請による届出に切り替えられる予定となっています。

詳細については、厚生労働省から連絡が届き次第、介護サービス事業者へメールリスト及びホームページでお知らせします。